

2 電子マニフェスト導入実務について

動画(スライド 1 枚目)

こちらでは、電子マニフェストの仕組みや導入までの運用方法のご案内についてご説明いたします。

動画(スライド 2 枚目)

テキストの内容はこちらのとおりです。

マニフェストを使う上で、建設業にはほかの業界にはない特徴があります。

特徴的な点を確認したうえで、電子マニフェストの導入についてご説明します。

動画(スライド 3 枚目)

まずは、マニフェストを利用するにあたって建設業に特徴的な点をいくつかご紹介いたします。

動画(スライド 4 枚目)

建設業の特徴として、まず処理委託量が多いことが挙げられます。

建設業における代表的な廃棄物と言えは多くの方はがれき類を思い浮かべると思います。

このグラフは全国における令和2年度の廃棄物の種類別の排出量を示しています。

このグラフで見ると汚泥や動物のふん尿のほうががれき類よりも排出量が多いことが分かります。

しかし、委託量となると、様相が変わってきます。

汚泥は水分が多く、委託処理する前に排出事業者が脱水し、脱水汚泥として委託することがほとんどです。

そうすると委託する量はグッとすくなく13%程度になると推計しています。

動物のふん尿も同様に水分が多く、また肥料としての活用も進んでいるため委託処理する割合は10%程度まで下がるものと推計されています。

一方、がれき類は8割以上が委託処理されるものと推計されており、委託量としてはかなり多くなることがわかります。

動画(スライド 5 枚目)

また、建設現場では廃棄物の分別が進んでいます。

マニフェストは廃棄物の種類ごと、行先ごと、車両毎に作成しますので、

様々な種類の廃棄物を排出する建設業はマニフェストの利用が多い業界と言えます。

動画(スライド 6 枚目)

これは令和3年度に電子マニフェストに登録されたマニフェスト件数を排出事業者の業種別に見た構成比です。

建設業が、登録件数で全体の41%を占めています。

マニフェストの数が多いだけに、マニフェストに係る事務を軽減できれば効果が高いと思います。

動画(スライド 7 枚目)

もう一つ、建設業の特徴としては、排出事業場が固定されていない、ということが挙げられます。

排出事業場とは廃棄物を排出する場所の事です。

マニフェストにはどこから廃棄物が出発するのかを排出事業場として記入しておく必要があります。

一般的な製造業の工場やスーパーなどのお店を想像してみてください。

工場から出る廃棄物の排出事業場は、当然工場になります。

工場は、通常同じ場所から動くことはありませんし、ずっとその場所に存在しています。

ですので、電子マニフェストに加入するときは「工場ごとに加入する」ということができるのです。

動画(スライド 8 枚目)

一方、建設業の場合は建設現場から廃棄物が出ますのでそれぞれの建設現場が排出事業場になります。

建設工事の期間はそれこそ1日で終わるものから何年もかかるものもありますが増えたり減ったりするものだけという事は直感的にご理解いただけたと思います。

そうすると工場やお店のように排出事業場単位で加入しよう、というわけにもいきません。

そうした場合の加入方法についてもご説明いたします。

動画(スライド 9 枚目)

次の特徴は事業を受注する時の立場で、廃棄物を運搬する際に排出事業者としてかかわる場合と運搬業者としてかかわる場合という点です。

具体的には工事を元請として行うか、下請けとして行うかによって、違いが出てきます。

建設工事から発生する廃棄物の排出事業者は元請事業者が当たります。

この時、建設工事から発生した廃棄物を元請業者が自ら処分場まで運ぶ、という場合は自分の出した廃棄物を運ぶだけなので、「産業廃棄物の収集運搬業許可」が無くても運搬をすることができます。電子マニフェスト上も「自己運搬」という形で処理することができます。

動画(スライド 10 枚目)

一方で、下請けの場合は、建設工事から出る廃棄物は元請事業者の廃棄物のため、下請け業者が建設工事から出た廃棄物を運ぶときは産業廃棄物収集運搬業の許可が必要になります。皆様の中にも運搬業の許可を取られている方が多くいらっしゃると思います。マニフェスト上も運搬業者としてかかわることになりますので、運搬が終わったら運搬終了報告をすることになります。このように、建設工事から排出される廃棄物を運ぶ、という行為は同じでも元請か下請けか、という立場によって排出事業者として自己運搬するのか、運搬業者として廃棄物を受託して運ぶのか、立場が変わってくるというのは建設業の大きな特徴になります。

動画(スライド 11 枚目)

まずは、マニフェスト制度について説明いたします。

動画(スライド 12 枚目)

皆様、マニフェスト制度についてはすでにご存じかと思いますが、確認のため、マニフェスト制度の目的について説明します。マニフェスト制度は、排出事業者が、収集運搬業者・処分業者に委託した産業廃棄物が、委託契約どおり適正に処理されたことを把握・管理することにより、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的とした制度です。排出事業者が自ら排出した廃棄物をしっかり管理するために使うツールがマニフェストです。この不法投棄を防止するツールとして「電子化された情報をやり取りする電子マニフェスト」と「紙の伝票をやり取りする紙マニフェスト」の2種類があり、排出事業者はこのいずれかを利用して、産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認する義務があります。

動画(スライド 13 枚目)

排出事業者がマニフェストで処理を確認するにあたり、法律で定められた期間内に、運搬終了、処分終了、最終処分終了の報告を受けることによって廃棄物の処理を確認することが義務付けられています。運搬・処分終了報告の確認期限は産業廃棄物で90日、特別管理産業廃棄物で60日です。最終処分終了報告の確認期限はすべて180日です。

動画(スライド 14 枚目)

確認期限を過ぎても処理終了報告がない場合は、排出事業者が措置内容等報告書を都道府県・政令市に提出しなければなりませんので、注意が必要です。

動画(スライド 15 枚目)

続いてマニフェスト制度の変遷ですが、マニフェスト制度は、平成10年12月にすべての産業廃棄物に義務付けられ、同時に電子マニフェスト制度もスタートしています。ご覧いただいておりますとおりだんだん規制が厳しくなり、平成30年4月には虚偽記載等罰則の強化、令和2年4月からは特管産廃の多量排出事業者に電子マニフェストの使用が義務化されました。

動画(スライド 16 枚目)

マニフェストへの虚偽記載等について違反と罰則をまとめております。マニフェストの保存義務違反でも1年以下の懲役または100万円以下の罰金と重い罰則が規定されていますので紙マニフェストを利用した時は注意が必要です。電子マニフェストの場合は自動的に保存されているので安心です。

動画(スライド 17 枚目)

それでは、電子マニフェスト制度について説明します。

動画(スライド 18 枚目)

まず、電子マニフェストの運営と管理ですが、廃棄物処理法第13条の2に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣より「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストの運営・管理を行っています。

情報処理センターは通称「JWNET」と呼ばれていますので、以後の説明の中では「JWNET」と言います。
電子マニフェストはパソコンやインターネットを使って廃棄物の処理状況の確認を電子情報としてやり取りする仕組みのため、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が電子マニフェストシステムに加入していることが必要になります。
これが重要なポイントです。

動画(スライド 19 枚目)

ここで、排出、収集、処分の 3 者が加入していなければ使えない、ということですが、ここでの 3 者は中間処理前の 1 次マニフェストの 3 者、中間処理後の 2 次マニフェストの 3 者、という単位で考えてください。
よくケース1のように排出事業者から2次マニフェストの最終処分業者まで、すべてが電子マニフェストに加入しなければ運用できませんかという質問があります。
ケース2のように2次の収集運搬業者が加入していなかった場合、2次マニフェストは紙で運用し、1次マニフェストだけ電子マニフェストで運用できます。

動画(スライド 20 枚目)

アニメーションを付けて説明しますので、画面をご覧ください。

それでは、3者間でどのように情報をやり取りするかを説明します。

- ① 排出事業者は、廃棄物を収集運搬業者に引き渡してから、マニフェスト情報を登録します。
- ② 収集運搬業者は、運搬終了した後、運搬終了報告を行います。この情報はJWNETを介して排出事業者に即時に運搬終了報告が通知されます。これは紙マニフェストというB2票です。
- ③ 中間処理業者は、処分終了後、処分終了報告を行います。
この情報もJWNETを介して排出事業者に即時に処分終了報告が通知されます。
これは紙マニフェストというD票です。
- ④ 2次マニフェストがある場合は、2次マニフェストの最終処分終了報告を受けた処分業者が最終処分場の場所と最終処分終了日を入力して最終処分終了報告を行います。
この情報もJWNETを介して、排出事業者に通知されます。これは紙マニフェストというE票です。
これで排出事業者に全ての処理終了報告がされます。

動画(スライド 21 枚目)

まずは電子マニフェストと紙マニフェストの運用の違いを説明します。

動画(スライド 22 枚目)

排出事業者の運用の比較です。

紙マニフェストは廃棄物の引渡しと同時に交付しなければなりません、電子マニフェストは引渡した日から3日以内にマニフェスト情報をJWNETに登録します。

3日以内には、引渡した日、土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は含まれません。

この3日ルールについては、後程詳しく説明します。

また、紙マニフェストと比較し、大きなメリットにもなる運用の違いとして処理終了確認については、紙マニフェストの場合はB2票、D票、E票をA票と照合する必要がありますが、電子マニフェストでは、システムの照会画面の一覧表で確認できます。

マニフェストの保存については、紙マニフェストは5年間の保存が義務付けられていますが、電子マニフェストはJWNETが保存していますので、皆さま自身での保存は不要です。

紙マニフェストを交付した場合は排出事業者が自ら集計して報告書を作成し毎年、都道府県・政令市に報告しなければなりません、電子マニフェストで登録したマニフェスト情報はJWNETが集計して都道府県・政令市に報告するので排出事業者からの報告が不要になります。

動画(スライド 23 枚目)

続いて、収集運搬業者、処分業者の運用の比較です。

運搬終了報告、処分終了報告は、紙マニフェストの場合は運搬終了日、処分終了日から10日以内に、B2票、D票を返送しますが、電子マニフェストの場合は、運搬終了日、処分終了日から3日以内に、必要事項を記入しJWNETに報告します。

排出事業者同様に3日以内には運搬・処分した日及び土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は含まれません。

また、マニフェストの保存は、排出事業者と同様に電子マニフェストを利用した場合は不要です。

動画(スライド 24 枚目)

先程説明した 3 日ルールの土日・祝日のケースを説明します。

まず、3日の数え方ですが、画面の一番上のケースのように、引き渡した当日は3日のカウントに含めず、月曜日

に廃棄物を引き渡した場合は、木曜日までにマニフェスト情報を登録します。
ケース1として金曜日に廃棄物を引き渡した場合は、廃棄物を引渡した金曜日、そして土日は含まれないので、月曜日が1日目となるので、水曜日までに登録してください。
ケース2として金曜日に廃棄物を引渡し、火曜日が祝日のケースです。
月曜日が1日目ですが、火曜日は祝日のため、水曜日が2日目となり、木曜日までに登録してください。
なお、図では3日間を赤枠で囲っていますが、この3日間しか登録できない、という意味ではありません。
3日以内に登録、ですので、当然廃棄物を引渡した当日や土日祝日でも登録はできますのでなるべく早く登録してください。
また、3日を過ぎてもマニフェストの登録はできますが、法令順守をお願いします。

動画(スライド 25 枚目)

次に JWNET へのアクセス方法について説明します。

パソコン、インターネットを使ってJWNETを利用するという事を申し上げましたが具体的には2つの方式があります。

動画(スライド 26 枚目)

JWNET へのアクセス方法は Web 方式と EDI 方式の 2 つです。

電子マニフェストに加入していただければ誰でも使えるのがWeb方式です。

直接JWNETにアクセスするイメージです。

一方で、自らEDIサーバを構築する、もしくは第3社のサービスを利用して間接的にJWNETに接続するのがEDI方式です。

動画(スライド 27 枚目)

Web 方式は JWNET ホームページからアクセスできますので、インターネットに接続できるパソコンであればご利用いただけます。

JWNETホームページの「パソコンでログイン」をクリックしIDとパスワードを入力してマニフェスト情報を登録します。

動画(スライド 28 枚目)

一方で、EDI 方式は加入者の自社システムや民間のシステム会社が開発したシステムを経由して、JWNET を利用する方法です。

現場での利便性の向上を図った入力画面や自社の基幹システムと連携させるなどの機能を自社で行う場合は自らシステムを設計し、EDIサーバを構築、接続する必要があります。

また、建設業向けにカスタマイズした機能・画面を提供するサービス提供会社が複数存在しており、これらをアプリケーションサービスプロバイダ(ASP)と読んでおります。

動画(スライド 29 枚目)

これは、建設業向けの ASP の事例です。

携帯電話等を利用した現場での簡単な操作で、排出事業場でマニフェスト登録ができるなど、建設業で使いやすく工夫されています。

また、現場で登録された情報はASPサーバを介して排出事業者の基幹システムと連携するなどのサービスも提供されています。

ASPサーバに登録された情報のうち、マニフェストに関する部分だけがJWNETに適宜送られ、電子マニフェスト情報として5年間保存されます。

このように、ASP事業者は業界ごとに特化した仕組みを提供していますが、web方式だけでも十分電子マニフェストを使いこなすことはできます。

これから先の説明はWEB方式の説明になります。

動画(スライド 30 枚目)

ここからは電子マニフェストの特徴とメリットについて説明します。

動画(スライド 31 枚目)

導入のメリットは以下の 3 つがあります。

次のスライドから詳しく説明します。

動画(スライド 32 枚目)

まずは、事務処理の効率化です。

紙マニフェストと異なり、マニフェストの保存が不要であることや産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要になるなど、制度面で効率化がはかれるだけでなく、電子的に情報が整理されていることで大きなメリットを得ることが

できます。
例えば、③にあげたマニフェストの確認をする場合、

動画(スライド 33 枚目)

紙マニフェストの場合、排出事業者は控えの(A 票)と処理業者から返ってきた伝票(B2 票、D 票、E 票)を一枚、一枚照合しなければなりません、

動画(スライド 34 枚目)

電子マニフェストの場合は廃棄物の処理状況を、システムで自動的に照合し、一覧表で簡単に確認することができます。

照会結果で終了報告がされている場合は●が表示されます。

この照会機能等での確認により、処理業者はいままで紙マニフェストで行っていたB2票、D票、E票の返送の手間と郵送費を削減できます。

また、登録したマニフェスト情報を右下のCSV保存ボタンからダウンロードすることで

動画(スライド 35 枚目)

エクセル等の集計ソフトを使って、登録したマニフェスト情報を簡単に集計することができます。

動画(スライド 36 枚目)

2 つ目は法令遵守(コンプライアンス)です。

マニフェストは紙も電子も廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。電子マニフェストの場合、法で定める必須項目をシステムで確認しており、必須項目が抜けていると登録や終了報告ができない(先の画面に進むことができないため)記載漏れの心配がありません。

またマニフェストの紛失がなく保存義務を遵守できます。

紙マニフェストの場合、5年間の保存期間中に誤って紛失してしまうケースがないとも言えません。

電子マニフェストで登録したマニフェスト情報はJWNETが保存しているため、紛失の心配はありません。

さらにマニフェストの処理終了報告の確認漏れを防止します。

動画(スライド 37 枚目)

冒頭でも説明したとおり処理終了報告の確認は期限が決められています。

動画(スライド 38 枚目)

電子マニフェストでは、確認期限が間近に迫ったにもかかわらず、処理終了報告がされていないマニフェストに対して、「間近」と表記されるので、確認漏れの防止につながります。

動画(スライド 39 枚目)

3 つ目はデータの透明性です。

動画(スライド 40 枚目)

電子マニフェスト情報は排出、収集、処分の三者で常に最新のマニフェスト情報を確認することができます。

また修正や取消をする際には、システム上でお互いに承認する必要があります、一者の操作だけでデータの修正や取消をすることはできません。

悪意ある改竄ができないようになっていますので安心です。

図のとおり、排出事業者がマニフェスト情報を修正した場合は、収集運搬業者、処分業者が修正した内容を確認し、承認すると修正内容が反映される仕組みとなっています。

動画(スライド 41 枚目)

排出事業者が修正・取消依頼した場合と処理業者が修正・取消した場合の承認者はこの表を参考にしてください。

修正・取消をした場合は、2週間以内に相手に承認してもらう必要があります。承認するまでの期間はマニフェストが「修正承認待ち」という状態になり、そのまま承認せず2週間が経過すると、修正前の情報に戻ってしまいますので、ご注意ください。

動画(スライド 42 枚目)

見ていただいた通り、間違えてマニフェストを登録した場合、修正や取消ができるのですが、一定の条件が整った場合、それ以降は修正や取消はできません。

この修正や取消ができないマニフェスト情報を確定情報といいます。

確定情報となる電子マニフェスト情報は標記の4条件をすべて満たす場合です。

特に「マニフェスト情報登録日より180日以上経過している。」は重要で、半年でマニフェストの修正ができなくなる、という点にご注意いただければと思います。
修正や取り消しに関わらず、排出事業者には廃棄物の処理を確認する義務がありますので、定期的にマニフェスト情報を確認してください。
マニフェスト情報の間違いに気づくのが、この電子マニフェスト登録等状況報告をダウンロードしたときで、間違いの多くが廃棄物の量やkgやtといった単位 の間違いです。
確定情報になると修正・取消ができないので、定期的にマニフェストの内容を確認してください。

動画(スライド 43 枚目)

ここからは実際に電子マニフェストを導入する手順について説明します。

動画(スライド 44 枚目)

円滑な運用をするにあたっては、導入する前にステップ1～6にある「加入の単位」や「運用方法等」について検討する必要があります。

動画(スライド 45 枚目)

STEP1として使用するパソコンと取引先企業の確認について説明します。
まず、インターネットに接続されたパソコンが必要です。推奨環境は表のとおりです。
次に、取引先企業が電子マニフェストに加入しているかの確認です。
電子マニフェストは排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が電子マニフェストに加入している必要がありますので、取引先に確認してください。

動画(スライド 46 枚目)

JWNET のホームページからも業者を検索できます。
検索できる業者は公開を希望された方です。

動画(スライド 47 枚目)

次は加入の単位について説明します。
排出事業者の加入の単位は任意です。
任意、というのは、1社で1加入でも良いし、例えば支店ごと、工場ごとに加入するなど、一社で複数加入もできる、という意味です。
冒頭で説明したとおり、製造業では廃棄物ができる場所が工場と固定されているため、排出事業場単位で加入していますが、建設業の場合は、新たな建設現場ができる一方で、工事が終わる現場もあり、場所や常に固定できるものではないため、現場単位で加入することはしていません。
そのため建設業では各工事現場、つまり排出事業場を管轄する支店や本店で加入します。

動画(スライド 48 枚目)

また、受託する事業において下請け業者となり、元請けの廃棄物を運搬する場合は、収集運搬業者の加入が必要になります。
排出事業者の機能と運搬業者の機能は全く異なるもので、別々の加入が必要ですので、下請け工事でも電子マニフェストを使う場合には、運搬業者での加入もご検討ください。

動画(スライド 49 枚目)

それでは排出事業者として排出事業場を管理する単位で加入する例を照会します。
加入は本社1つで加入して、複数の排出事業場を管理することができます。
例えば、この図のように建設現場が複数ある場合、それぞれの現場事務所でマニフェストを登録する、ことができます。
しかし、ここで注意しなければならないことがあります。

動画(スライド 50 枚目)

「一つの加入者番号でログインできるのは同時に一人だけ」という制限があるのです。
電子マニフェストにご加入いただくと7桁の加入者番号が付与され、この加入者番号を使ってシステムにログインしご利用いただくこととなりますが、誰かが使っている、まさにその時間帯にもう一人が同じ番号でログインすることができない、ということです。
1加入しかしていない場合、一つの番号でそれぞれの現場で使おうとすると非常に不便です。

動画(スライド 51 枚目)

そこで、便利な利用方法としてサブ番号があります。

加入者番号は7桁ですが、その下に 01～99 までの2桁を追加して、あたかも9桁の加入者番号を作り出すことができます。

このサブ番号であれば、同時にログインすることが可能になります。

サブ番号は加入者の操作だけで、いつでも、もちろん無料で振り出すことができます。

動画(スライド 52 枚目)

例えば、現場ごとにサブ番号を振って、現場が終われば他の現場に付け替える、ということもできますし、担当者ごとにサブ番号を振る、等もできますね。

動画(スライド 53 枚目)

次は現場事務所がない工事の運用例を紹介します。

先ほどのように、現場担当者にサブ番号を付与し、スマホからマニフェスト登録することもできます。

一般的な運用例として、日報と一緒にマニフェスト情報を本社に報告し、本社で一括して登録するなどの手法も取られています。

また、本社でマニフェストを登録する担当者が複数いた場合でもマニフェスト登録の担当者にもサブ番号を割り当てれば、ログインの制限を気にすることなく作業ができます。

一加入で排出事業場を複数管理できるうえに、サブ番号を利用すれば複数名が同時に操作できますので、加入の単位としては排出事業場を管轄する単位がいいと思います。

動画(スライド 54 枚目)

次は事業を広く展開されている場合の加入例です。

この場合は、加入の単位を分割することもご検討ください。

全国に複数の支店を有する場合などは各支店ごとにご加入いただいても良いでしょう。

そして、本社への情報共有は、本社用のサブ番号を割り当てることで、本社に居ながらにして各支店のマニフェスト情報を確認することもできるようになります。

動画(スライド 55 枚目)

加入例の 3 つ目になりますが、共同企業体(JV)として受注する場合です。

複数の建設業者で JV として建設工事を受注場合は、JV の幹事会社が JWNET に加入していれば、幹事会社の加入で運用ができます。JV として事業を受注する度に加入する必要はありません。

ただし、マニフェストを登録する際には、JV の事業とわかるように排出事業場名を JV の名称を入力して運用してください。

動画(スライド 56 枚目)

次は利用する料金区分の選択になります。

A 料金、B 料金とありますが、基本料金に 90 件のマニフェスト登録が含まれている B 料金が、スタンダードな加入方法です。

動画(スライド 57 枚目)

A 料金は基本料金を 4 月に 26400 円支払いますが、1 件の登録が 11 円であるのに対し、B 料金は基本料金は 1980 円ですが 1 件の登録が 22 円です。

これが 2400 件でちょうど釣り合い、2401 件からは A 料金のほうが得になってきます。

ご自身の会社が、加入の単位で何枚紙マニフェストを使っているか、を数えてみると、どちらで加入すべきかがわかりますね。

動画(スライド 58 枚目)

冒頭でご説明したように、建設業の場合は、下請けとし事業を受注する場合もあり、そこで廃棄物を運ぶとなると収集運搬業の立場となります。その場合は収集運搬業者での加入が必要です。

使用料はマニフェストを 1 件登録するための料金で、登録するのは排出事業者のため排出業者に料金がかかります。

つまり、収集運搬業者として運搬終了報告する際には費用は発生せず、1 年間いくら使っても基本料 13200 円のみになります。

動画(スライド 59 枚目)

加入した後の料金のお支払いについては、こちらの表をご確認ください。

動画(スライド 60 枚目)

なお、請求書は郵送いたしません。JWNET のマイページからダウンロードして運用してください。

動画(スライド 61 枚目)

さて、次に電子マニフェストを使っていくための運用方法を検討しておかなければなりません。これは、社内のルールだけではなく、取引先との間でもすり合わせが必要な事項です。

動画(スライド 62 枚目)

1 つ目は受渡確認票(伝票)の活用です。

電子マニフェストの運用においても、以下の 3 つの役割として活用されています。

動画(スライド 63 枚目)

1 つ目は廃棄物の受渡し確認の記録としての役割です。

排出事業場で廃棄物を引き渡すときの確認用として、また処分場で廃棄物を搬入するときの確認用として活用されています。

動画(スライド 64 枚目)

2 つ目はマニフェスト登録・処理終了報告の入力用原票として利用します。

実際のマニフェスト情報の入力には事務担当者など他の人が入力する場合もあると思います。

先ほど見たように、現場でマニフェストを登録できないような場合に、日報とともに本社に持ち帰って、本社でマニフェスト登録するような場合ですね。

その場合に事務担当者に伝えるための伝票として利用します。

動画(スライド 65 枚目)

3 つ目は収集運搬業者には廃棄物を運搬する場合は運搬する廃棄物の情報を記載した書面を携帯する義務がある、ということです。

運搬途中、行政が行う路上検査等に対する証明にもなります。

もちろん、これらの情報の確認もスマートフォンなどで電子マニフェスト情報を表示することができればペーパーレスで行うことも可能ですが、実際には紙の伝票が使われていることが多いです。

こういってしまうと、紙マニフェストと同じだ、と思われるかもしれませんが、ここで利用する伝票はマニフェストではないので保存義務はありません。

作業内容の確認ができれば破棄してもかまいません。

なお、携帯する書面に記載する内容は③にある産業廃棄物の種類、数量、運搬を委託した者の氏名等の5点です。

動画(スライド 66 枚目)

この内容が記載されていれば、受渡確認票も、書式にこだわる必要はありません。

各社が独自の受渡確認用伝票を使用している場合もあります。

また、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の誰が受渡確認票を作成してもかまいません。

運用を開始する前に 3 者で相談し、運用しやすい確認用伝票を利用してください。

動画(スライド 67 枚目)

電子マニフェストシステムからも、このような様式の受渡確認票を印刷することができます。

動画(スライド 68 枚目)

受渡確認票の運用事例として、ここでは排出事業者が受渡確認票を準備する例を紹介します。

排出事業者が引渡す廃棄物に関する伝票を 3 枚用意してください。

現場の引渡し担当者は回収しに来た収集運搬業者に廃棄物を引渡す際に、2 枚の伝票を運搬業者に一緒に渡し、1 枚は控えとして手元に置いておきます。

現場の引渡し担当者はこの控え伝票を事務所のマニフェスト登録担当者に渡し、登録担当者は伝票を見ながらマニフェスト情報を登録します。

収集運搬業者は処分場に搬入したとき、処分場の担当者に(受け入れのため)伝票を1枚渡します。

その後、収集運搬業者、処分業者はこの伝票を基に運搬・処分終了報告をします。

動画(スライド 69 枚目)

2 つ目はマニフェストを登録する日時です。登録するタイミングについてもすり合わせをしておく必要があります。

排出事業者は引渡し後 3 日以内に登録することで、登録期限の 3 日を遵守することはできますが、排出事業者がマニフェスト情報を登録していない場合、運搬や処分の処理が終了していても、処理業者は報告の操作ができません。

また、排出事業者自身の登録漏れを防止するためにも、例えば、廃棄物を引渡した日の翌日の午前中までに、マニフェスト情報を登録する。といったルールがあるとスムーズな運用が可能です。

動画(スライド 70 枚目)

そして、運用開始前に排出、収集、処分の 3 者で決めておきたいのが数量の確定者です。

3 者がそれぞれ数量を入力した場合、都道府県等に報告するときに誰が入力した数量を報告に使うか、決めなければいけません。

排出事業者が3者の中から選択した数量確定者の入力した廃棄物数量が、確定値となり都道府県等に報告される数量となります。

動画(スライド 71 枚目)

誰が入力する数量を行政への報告に使うか、は排出事業者がマニフェスト登録時に「数量の確定者」欄で決めておきます。

ただし、排出事業者が勝手に決めるわけにはいきません。

運搬業者が運搬終了報告に入れる運搬量、処分業者が処分終了報告に入れる受入れ量は任意入力項目であるため、運搬業者や処分業者を数量の確定者にする場合は、必ず協議しておきましょう。

動画(スライド 72 枚目)

数量の確定者により、行政への報告に使われる数量、確定数量がどのように変化するかを見てみましょう。

排出事業者は4立方メートル、処分業者は2トンとシステムに登録した場合です。

例1は数量の確定者は排出事業者なので、処分業者が計量して「2トン」と処分終了報告時に入力しても、排出事業者が排出時に登録した「4立方メートル」が確定数量となります。

例2は数量の確定者が処分業者なので、排出事業者が「4立方メートル」と入力しても、処分業者が処分終了報告時に入力した「2トン」が確定数量になります。

例1のように確定数量の単位が立方メートルの場合であっても、行政への報告はトンで行う必要があります。

皆様が何も操作しなくても、あらかじめ設定された数量換算係数を乗じて行政へはトンで報告されます。

動画(スライド 73 枚目)

ここまでに見た運用方法をすり合わせて決定したら JWNET への加入の手続きが必要です。

加入手続きはホームページから行っていただくことができ、最短で申込手続きした翌営業日に完了します。

加入手続きが完了したら、次にご説明する基本設定を行えばマニフェストを登録していくことができるようになりますが、いきなり全ての現場で運用をスタートとうよりは、まずは、一部のエリア、一部の担当者から試行的に運用をはじめ、運用ルールを確立しながら順次展開していくほうがスムーズな導入ができると思います。

動画(スライド 74 枚目)

最後に加入後の事前準備として、実際にマニフェストの登録・報告をする前に、登録・報告時に必要な情報(排出事業場や担当者等)を設定する必要があります。

特に排出事業者として重要なのは、取引先の収集運搬業者、処分業者の情報を基本設定することです。

排出事業者が登録するマニフェストに取引先業者を反映させるための下準備ですね。

この設定には、取引業者の「加入者番号」と「公開確認番号」が必要です。

業者数が多い場合はこの2つの番号を集めるのにも時間を要する場合がありますので、電話・メール・現地確認等で直接問い合わせをご確認ください。

もし、みなさんが収集運搬業者として電子マニフェストをご利用になるのであれば、排出事業者になる元請業者に「加入者番号」と「公開確認番号」を教えてあげることが必要になるということですね。

以上のステップ1から6までの内容を決定しておくことで円滑な運用ができますので、是非、排出事業者、収集運搬業者、処分業者で検討してください。

動画(スライド 75 枚目)

次に電子マニフェストを利用した際の行政報告について説明します。

動画(スライド 76 枚目)

メリットでも説明しました排出事業者のマニフェストに関する行政への報告について改めて説明します。

紙マニフェストを利用した場合は、排出事業者が自ら都道府県・政令市に産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、提出します。

電子マニフェストを利用した場合は、情報処理センターが都道府県・政令市に毎年6月30日までに報告しますので、排出事業者の報告が不要です。
なお、紙マニフェストと電子マニフェストを併用している場合は、紙マニフェストだけを集計して報告してください。

動画(スライド 77 枚目)

対象とするマニフェストは前年度の4月1日から3月31日までに登録したマニフェストです。
まず、4月1日から25日までは報告対象のマニフェストを修正することができます。(ただし、確定情報は除きます)
次に5月7日から6月8日まで重量換算係数を設定することができます。
先ほどご説明した、確定数量の単位を立法メートル、リットル、個・台で入力している場合に行政報告は重量(トン)で報告するための変換のための数値です。
特に皆さんが設定されない場合は、あらかじめ設定された換算係数を用いて自動的に重量に換算しますが、加入者で独自の換算係数を持っている場合は、加入者が設定することができます。
その結果を6月下旬に情報処理センターから都道府県・政令市に電子媒体で報告します。
報告したことはJWNET ホームページに掲載します。
また、集計した電子マニフェスト登録等状況報告のデータは5月7日から翌年の3月31日まで閲覧・ダウンロードできます。

動画(スライド 78 枚目)

通常、電子マニフェスト登録等状況報告は、排出事業場毎、廃棄物の種類毎、処理ルート毎に集計します。
ただし、建設業の場合は、工事が短期間であったり、現場の所在地が多数あることから、排出事業場を都道府県政令市毎にまとめて集計し、報告しています。

動画(スライド 79 枚目)

JWNET では登録されたマニフェストデータを基に各自治体の条例等で求められている産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理実績を作成するためのデータを提供しますので、毎年6月末に自治体へ報告する際に役立てることができます。

動画(スライド 80 枚目)

大阪市の場合、処分業者は処分実績報告を、
運搬業者に関しては、積替え保管をした場合の実績報告が求められています。
もし、みなさんが収集運搬業者として市内に積替え保管施設を有している場合には、その積替え保管施設を経由したマニフェスト情報を抽出して、この様式に合わせて加工すると、合理的に報告書の作成ができると思いますので是非ご活用ください。

動画(スライド 81 枚目)

次に公共工事の竣工検査における廃棄物処理実績の証明について説明します。

動画(スライド 82 枚目)

公共工事では発注者である地方公共団体に対し、竣工検査時廃棄物の処理実績の証明の提出を求められると思います。
紙マニフェストを利用されている場合は、廃棄物処理の証明としてマニフェストの最終処分終了報告、いわゆるE票のコピーを提出される場合が多いと思います。

動画(スライド 83 枚目)

電子マニフェスト利用の場合、電子マニフェストの内容を確認することによって対応可能とされています。
具体的には・・・

動画(スライド 84 枚目)

以下の方法で関連資料を作成し、自治体に提出することができます。
いくつか方法がありますのでご紹介いたします。
1つめは、「マニフェスト情報登録証明」というもので、対象のマニフェスト情報をJWNET から抽出し、デジタル署名入りのPDFファイルを作成します。
このPDFファイルによりJWNET にマニフェスト情報が登録されていることを証明します。
2つめは、JWNET のマニフェスト情報の照会画面から受渡確認票を印刷し、提出します。
3つめは、JWNET のマニフェスト情報の照会画面から対象のマニフェストデータをCSVデータとしてダウンロードして、提出します。
こちらにつきましては、次のスライドで説明します。

4つ目にご紹介するのは「電子媒体提供サービス」というものです。
有料のサービスとなっていますが、JWNET が情報を抽出して電子媒体 (CD-R) に収録して提供しています。

動画 (スライド 85 枚目)

先ほどご紹介しました3つめは、「マニフェスト情報登録証明」というもので、加入者サポートのメニューから行えます。こちらは加入者ご自身でやっていただくものですので、無料でできます。

動画 (スライド 86 枚目)

紙マニフェストは複写式のカーボン用紙ですので、紙マニフェストをコピーして綴る作業をする際には、コピー機が汚れてしまったり、また、紙マニフェストは処理業者からの返送をまたなくてはならない等気苦労が堪えません。このように、電子データで処理終了の確認資料を提出できるのも、小さいようで積み重なると大きなメリットと言えるのではないのでしょうか。

動画 (スライド 87 枚目)

色々見てきましたが、まとめとして、最後にメリットを振り返りましょう。

動画 (スライド 88 枚目)

コンプライアンスはもちろんですが、事務が効率化し、マニフェストの管理が楽になる点は見逃せません。例えば、今、紙マニフェストの管理表交付等状況報告を作成するのに何時間かけているのでしょうか。排出事業場ごとに年度分のマニフェストを集計し、提出先ごとに取りまとめる作業に、仮に 10 時間かけているとしましょう。時給 1000 円の方にやってもらうとすると、それだけで 1 万円です。

動画 (スライド 89 枚目)

実際に、導入した建設業の方にアンケートをとると、95 パーセントが事務負担軽減効果があったと答えています。

動画 (スライド 90 枚目)

その効果はなんと 54.4 パーセントの事務の削減という形で表れています。
事務処理の負担が軽くなれば、それだけ人件費も削減できますね。

動画 (スライド 91 枚目)

人件費だけでなく、マニフェストの料金を比較しても紙マニフェストよりも安くなることも見逃せません。

動画 (スライド 92 枚目)

実際のお客様の声としても、紙マニフェストの管理に費やしていた業務量が減ってその分のコストが削減できたことや

動画 (スライド 93 枚目)

電子化されたことで負担が減り、ミスも大幅に減ったなどの効果を実感いただいています。

動画 (スライド 94 枚目)

また、実際の操作も簡単に進捗の管理がリアルタイムでできることも大きなメリットとして感じていただいています。

以上で説明を終了します。